



令和8年3月2日
午前・後 3時55分受領

令和8年3月2日

南山城村議会議長 様

南山城村議会議員 鈴木 かほる

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1) 村の人口増のために若者住宅建設を	子育て施策の充実に取り組むこの村で、将来を託せる若者世代を呼び込む施策として、住宅の確保は必要です。 移住には仕事と住居の問題が大きい。伊賀市には事業所もたくさんあります。 空き家の活用と併せて、村営の住宅建設が必要ではないですか。	村長
2) 災害対策には学校体育館の空調などの整備を	災害時に、村民が一定期間居住できる場所として学校体育館の役割は絶対です。 昨年9月議会で齋藤議員が「文科省の空調設備整備臨時特別交付金で1/2の補助、地方債を利用すると、実質村負担は1/4でできる」と質問し、村長からは「3/4も出るとなれば、有利な補助金制度に乗っていったらいい」と前向きな答弁を頂きました。また、教育委員会も空調の必要性を認めています。 その後の進捗状況について質問します。 ① 空調設備設置のための検討はされましたか。 他の自治体の取組などを調査されましたか。 ② 文科省は空調設備と併せて遮熱や断熱工事を進めています。屋根や壁に太陽光パネル、蓄電池を設置すると、発電・遮熱・断熱効果もあり1石3鳥です。 早急に検討すべきではありませんか。	村長
3) 健康に暮らせるために人権としての「きこえ」への取組を	村の集団検診項目に「聴力検査」が入って2年経ちました。今後の取組について質問します。 ① 聴力検査の結果から、わかった実情は何ですか。 ② 難聴について、さらに住民への啓発を進めるべきではありませんか。 ③ なぜ、補聴器購入補助ができないのですか。	村長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携 154 ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。

3 あくまでも「質問」に徹し、要望やお願い、お礼の言葉などは慎むこと。